



ダイジェスト版

***生活保護等受給者は 456 万人**

厚生労働省が平成 21 年 4 月分の福祉行政報告例(概数)を公表した。福祉行政報告例は、生活保護・身体障害者福祉などの社会福祉関係法規の施行に伴う都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的としたもので、生活保護における被保護世帯数及び被保護実人員や、障害児福祉手当等、特別児童扶養手当及び児童扶養手当の受給者の状況などを報告している。

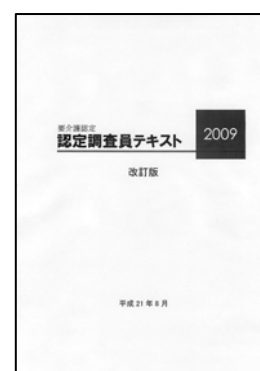
生活保護等の扶助を受けたのは平成 21 年 4 月には 455 万 8720 人で、世帯類型別にみると高齢者世帯の 54 万 8732 人が最も多く、次いで傷病者世帯 27 万 5066 人となっている。20 歳未満の重度障害児を対象とする障害児福祉手当は 6 万 4171 人、20 歳以上の重度障害者を対象とする特別障害者手当は 11 万 1290 人が受給している。

***要介護認定見直し テキストを修正**

厚生労働省は 8 月 10 日に、認定調査員テキスト 2009 改訂版と、修正概要を公表した。要介護認定基準が 10 月 1 日から変更されることに伴い、認定調査員の調査方法が変更となるため、調査員のテキストも一部修正されるに至った。

修正のポイントは、(1)能力・有無(麻痺等・拘縮)において、調査員が実際に確認した状況と日頃の状況が異なる場合には、より頻回な方を選択(2)介助の方法において、介護者がいる状況で介護量が不足している場合などでは「実際に行われている介助」を選択(3)自分の体を支えにして寝返り、起き上がりなどを行える場合には、「何かにつかまればできる」に変更一など。

(1)テキスト修正版(2)修正の概要が示されており、各項目の修正点が一目でわかるように一覧表も添付されている。



***国民健康保険料、中所得層の負担軽減厚労省が検討**

厚生労働省は市町村ごとに運営する国民健康保険について、中所得層の保険料負担を軽減する検討に入った。負担上限額を引き上げて高所得者に一層の負担を求め、これを原資に中所得層の保険料引き下げにつなげる。高所得者が少ない地方でも中所得層の負担を軽減できるよう、財政基盤が弱い市町村向けの交付金も増額する。与党や地方自治体などと協議し、2010 年の通常国会への関連法案提出を目指す。

国保には自営業者ら約 3900 万人が加入している。保険料は加入者が世帯構成に応じて等しく負担する額（応益分）と、所得・資産に応じた額（応能分）を算出し、これを合計して決める。所得などに掛ける料率は市町村が独自に決めるため、保険料は地域によって異なるが、高所得層の負担が際限なく増えることを防ぐため、国が保険料の上限額を一律に定めている。(7/13)

***保険者変更通知**

【保険者名変更】

変更日 H20 年 4 月 1 日

変更前	
日鐵溶接工業健康保険組合 06136832	
変 更 後	
保 険 者 名	日鐵住金溶接工業健康保険組合 06136832

レセプト 9 月受付について

9月1日(火)

2日(水)

3日(木)

4日(金)

5日(土)

受付時間AM9：00～PM5：00